

(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する基本協定書 (案)

(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事 (以下「本工事」という。) に関して、富士市 (以下「甲」という。) 及び〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、以下のとおり基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事实施設計技術協力業務委託の実施及び甲と乙による工事の請負契約 (以下「工事請負契約」という。) の締結に向けて、甲及び乙が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

(有効期間)

第3条 本協定は、本協定の締結の日から工事請負契約日の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第7条から第9条の規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(技術協力等)

第4条 乙は、甲が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事の実施設計期間において、工事請負契約の締結に向けて、本工事の仕様について提案及び協議を行うとともに、プロポーザル時に提出されたV E提案採用後概算工事費見積書 (以下「プロポーザル時工事費見積書」という。) を基準として、工事期間を厳守できるように技術協力を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、本工事の実施設計業務に関する技術協力や協議を行うため、設計者を含む三者との間で、三者協定を締結する。
- 3 乙は、甲が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。
- 4 甲は、乙が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(工事請負契約手続等)

第5条 乙は、乙の技術協力を経て設計者が作成する設計図書を基に、見積書 (工事の内訳が確認できる工事費内訳書を含む。) 及び見積条件書 (以下「見積書等」という。) を提出する。なお、見積書等の提出に当たり、物価変動に伴い工事費が変動する場合は、プロポーザル時工事費見積書提出日を基準として、変動額算定に係る適切な根拠資料を提示するものとする。

- 2 甲及び乙は、設計図書、見積書等及び工事条件 (以下、「工事条件等」という。) の内容について相互に確認し、価格等について交渉を行う。この場合において、工事条件等の認識に相違がある場合は、工事条件等を見直すことができる。
- 3 乙は、前項による工事条件の見直しをした場合は、その内容に基づき、あらためて見積書等を提出し、甲と価格等について交渉を行う。

- 4 甲は第2項又は第3項に基づく価格等の交渉が成立した場合、乙から提出された見積書等に基づき予定価格を定める。
- 5 乙は、甲の指定する方法により最終的な見積書等を提出する。
- 6 甲及び乙は、前項の見積書等が第4項による予定価格以下の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、工事請負仮契約を締結する。

(価格等の交渉の不成立)

第6条 以下の場合について、価格等の交渉は不成立とする。

- (1) 前条第2項及び第3項に基づく価格等の交渉が不成立の場合
 - (2) 本工事に係る予算が成立しない場合
 - (3) 随意契約が可能となる十分な技術提案が設計図書に反映できないと甲が認める場合
- 2 価格等の交渉が不成立となった場合は、甲は、乙に対し不成立となった旨とその理由を通知する。
 - 3 価格等の交渉が不成立となった場合、技術協力業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第7条から第9条までの規定に基づくものを除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
 - 4 価格等の交渉が不成立となった場合、甲は、設計業務委託契約に基づく成果物を用いて、本工事の施工を別途発注することができる。
 - 5 価格等の交渉が不成立となった場合、乙による技術提案及び乙から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に関する著作権については、甲に帰属する。
 - 6 価格等の交渉が不成立となった場合、乙による技術提案及び乙から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、本工事の工事請負契約者が乙に、甲と乙の間で合意した当該特許権等の許諾料等を支払うことにより、使用できるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第8条 乙は、本協定に関連して甲から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第9条 本協定に規定する各事項は、甲及び乙の書面による同意がなければ変更することはいない。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地

名 称

代表者

乙

所在地

名 称

代表者